

令和8年度 高砂市家庭用蓄電池システム等設置補助制度 のご案内

高砂市は地球温暖化対策の一環として、以下のとおり太陽光発電システムに常時接続する家庭用蓄電池システムを設置する方及び太陽光発電システムを新たに設置する方に補助します。

【対象者】以下の要件を全て満たす方

- ① 自ら高砂市内に居住する住宅（事務所、店舗等の併用住宅を含み、共同住宅を除く。）に令和8年3月1日から令和9年2月28日までに対象システムを新たに設置した方。
※令和7年4月1日から令和8年2月28日までに太陽光発電システムを設置した方で、電力受給契約日が令和8年3月1日以後の方も補助対象とします。
- ② リース品又は中古品でない対象システムを設置した方
- ③ 市税を滞納していない方
- ④ **高砂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金の交付を受けていない方**

【補助金額】

- ① 家庭用蓄電池システム 一律5万円
- ② 太陽光発電システム 1kwにつき2万円（上限5万円）

【対象システム】

- ① 蓄電池システムは、国が実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにパッケージ型番が登録されているものであること。
- ② 太陽光発電システムは、一般財団法人電気安全環境研究所、TÜV、VDEなどの認証機関の認証等又は一般社団法人太陽光発電協会の再生可能エネルギー発電計画の認定通知等を受けているものであること。

【補助金の交付額】 当初予算額 家庭用蓄電池システム 300万円
太陽光発電システム 150万円

【受付期間】 令和8年5月1日（金）～令和9年3月31日（水）17時

- ① 予算額に達した時点で受付を終了します。
- ② 受付は先着順で行い、予算額を超える日については、当該申請者全員を対象とした抽選を市により行う（郵送の場合は、市に到着した日が受付日になります）。

【申請方法】 市の申請書類に、必要書類を添えて、高砂市環境対策課（市役所本庁舎3階⑧窓口）までご持参ください（郵送、電子申請による申請も可）。
（申請について詳しくは次頁以降をご覧ください）



【問合せ先】 高砂市生活環境部環境対策課
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
電話 079-443-9065 (直通)
FAX 079-443-1102
E-mail tact2920@city.takasago.lg.jp



電子申請はこちら

【提出書類】

◆各システム共通

- ① 補助金の交付を受けようとする方の住民票の写し
- ② 補助申請者の市税完納証明書又は市税の課税がない証明書
- ③ 対象システムの設置購入に係る契約書の写し
- ④ その他市長が必要と認めるもの
- ⑤ 対象システムの設置状況を示すカラー写真（対象システム及び当該設備を設置した住宅の全景が入ったもの）

◆蓄電池システム

- ① 設置を完了した日（太陽光発電システムに接続した日）が確認できる書類の写し（保証書等）
- ② 設置した対象システムのパッケージ型番が確認できる書類の写し

◆太陽光発電システム

- ① 一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）の再生可能エネルギー発電計画の認定通知（無い場合は、TUVなどの認証機関の認証が確認できる書類の写し）
- ② 設置を完了した日が確認できる書類の写し（保証書等）

※令和7年4月1日から令和8年2月28日までにシステム機器を設置し、電力受給契約が令和8年3月1日以後の場合は、電気事業者との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し

【申請の流れ】

